

訪問看護における新型コロナウイルス感染症についての対応ポイント①

《 各ステーションで常時、準備しましょう！！ 》

1. 職員の健康状態の把握(チェック表等を活用しましょう)
2. 利用者・家族への新型コロナウイルスを含む、感染症についての対応方法の啓発
3. 事業所内での感染症(その他の災害時を含む)の対応方法の確認
 - * 利用者の重症度等を考慮した、利用者対応の優先順位の確認
 - * スタッフの勤務体制の整備(緊急連絡網等を含む)
4. アルコール、マスク等、災害時に備える物品の整備

職員の感染が疑われる症状等がある場合

職員

1. 風邪症状や37.5℃以上の発熱がある場合、又、続いている場合
2. 倦怠感や呼吸器症状がある(高齢者や基礎疾患等のある方は、上記症状が2日程度続く場合)
3. 新型コロナウイルスに感染した方との*濃厚接触歴がある

「*濃厚接触」とは、下記の1~3いずれかにあてはまる行為のこと

- 1) 疑い患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内など)があった
- 2) 適切な感染防護無しに、疑い患者を診察・介護した
- 3) 疑い患者の痰やツバなどに直接接触した可能性が高い



管理者

最寄りの保健所・行政機関「相談センター」へ、相談し、指示をもらう

ケアマネ・
関連機関等

主治医
* 利用者主治医へ経過報告し、状況に応じて対応する